

広島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県税条例第四十一号

##### 広島県税条例の一部を改正する条例

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第四号イ(2)及び第十八条第三項第四号中「第八十条第一号イ」を「第四百四十七条第一号イ」に、「第七十八条第一項」を「第四百四十五条第一項」に改める。

##### 附 則

この条例は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）附則第一条本文に規定する政令で定める日又ははこの条例の公布の日  
のいずれか遅い日から施行する。